

平成26年3月吉日

お客様各位

株式会社 道都警備

消費税率引上げに伴うお取引金額に関するお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立て賜り誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成25年10月1日正式に、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが発表されました。

つきましては平成26年4月1日からのお取引金額につきまして下記の通りとなりますのでご案内させていただきます。

敬具

記

1. 平成26年4月1日以降お引渡し分より新税率8%でご請求

弊社と既に、もしくは平成26年3月31日までに取り交わさせていただきましたご契約書記載金額が現行消費税率5%で記載されておりましたが、お引渡し又はサービス提供が平成26年4月1日以降となる場合、新税率8%を適用してご請求させていただくこととなります。

2. 消費税差額のご請求

既に平成26年4月1日以降分の警備料金をお支払いいただいておりますが、対象期間分の消費税差額を別途ご請求させていただくこととなります。

既に各金融機関の定額自動振り込みサービス（引き落とし）をご利用開始されている場合には、平成26年4月1日以降、対象期間分の消費税差額を別途ご請求させていただくこととなります。

3. 備考

上記内容は現在公開されている情報をもとにご案内させていただいております。今後、法律の見直し等ありましたら別途ご案内申し上げます。

ご不明点は弊社営業までお問い合わせください。

以上